



流山市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（学校事務）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和4年2月17日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一



令和3年度

随時監査(学校事務)報告書

流山市監査委員

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の対象	1
第 4	審査の着眼点及び実施内容	1
第 5	監査の期間	2
第 6	監査の実施日及び実施場所	2
第 7	監査の結果	3

令和3年度随時監査（学校事務）報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第1号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第1 監査の種類

令和3年度 随時監査（学校事務）

第2 監査を実施した監査委員名

菅生 泰久
坂巻 儀一

第3 監査の対象

流山市立北部中学校の財務事務の執行及び管理状況

流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金に関する事務執行等

対象期間 令和3年4月1日から令和3年7月末日

ただし補助金に関しては、補助金の所管部課である学校教育課及び全学校の補助金交付に係る事務事業等（令和2年度を含む。）

所管 教育委員会

教育総務部 教育総務課

学校教育部 学校教育課、指導課

第4 監査の着眼点及び実施内容

監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか検証することを目的とした。

監査の実施に当たっては、監査の対象部課に係る事務事業について、関係書類の提出を求め、関係職員から説明を求めた。

なお、本監査実施日は、監査委員が同席し、関係書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

対象部課に提出を求めた関係書類は、次のとおりである。

- 1 服務整理簿
- 2 出勤簿

- 3 旅行命令簿
- 4 時間外勤務命令簿
- 5 予算差引簿
- 6 備品台帳
- 7 学校給食報告書
- 8 流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金に関する起案、伝票等（令和2年度、3年度）
- 9 以下の書類は、必要に応じ提出を求めて審査した。
 - ・公印使用簿（学校長印等）
 - ・文書発信簿
 - ・薬品管理台帳
 - ・その他関係書類

第5 監査の期間

自 令和3年8月2日

至 令和4年1月24日

第6 監査の実施日及び実施場所

令和3年10月27日

流山市立北部中学校

第7 監査の結果

1 総合意見

新型コロナウイルス感染症については、今なお警戒が必要な状況にある中、今年度は流山市立北部中学校（以下「北部中学校」という。）において学校事務の実地監査を行った。可能な限り感染のリスクを低減させるための対策の一つとして校内は清潔に保たれ、学校長をはじめとする教職員の方々は持続的に教育を受ける権利を保障するために、感染症対策と教育活動を両立し、学校運営にご尽力されていた。

今回対象となった北部中学校の事務執行は、おおむね適正に行われていた。調査した範囲において、財務事務に関して、一部予算差引簿の記載がわかりにくいものとなっていたものの適切に執行されていることが確認できた。その他の事務については、公印使用簿、服務整理簿等に一部軽微な事務の誤りが見受けられたほか、学校給食に係る現金出納簿をパソコンで作成していたが、使用する都度、新たなものを印刷し、最新のものだけを保管していたため、公金であることを重要視し、現金の動きを確認できるように現金出納簿の在り方を改められたい。

令和3年度随時監査（学校事務）では、これまで行われてきた対象校の行財政に関する事務事業に加え、流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金についての監査を行った。補助金は地方自治法第232条の2に「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされており、市税をはじめとする市の貴重な財源で賄われていることから、補助金の手続きが適正に行われているか、目的に沿って適切に執行されているか等を検証することが重要となる。

当該補助金の交付事務については、調査した範囲においておおむね適正に行われていた。しかしながら、補助金に関し各学校に対しヒヤリングを行っていたものの、交付額の精算や確定に際して、所管部課において補助対象事業に要した経費の支払いを証する書面の確認は行われていなかった。現行の要綱では、領収書等の添付は義務付けていない状況にあり、どのようなものを補助金の経費とするかを指導しているものの、実態の確認と検証が行われていない。予算の範囲内で執行されていれば公金の支出として問題ないということが慣例化することを避ける意味でも、補助金を所管する部課の責任において、事業経費の使途を確認することが必要である。

当該補助金の要綱等について、公金の透明性が確保できるよう見直しを行い、より適正な事務を執行するための改善を図られたい。なお本監査において検討・要望を求める具体的事項については、後述する。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、検討・要望事項及び注意事項が認められた。

検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

指摘事項等一覧（表1）

課名等	指 摘 事 項								検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
北部中学校								0	1	2
教育総務課								0	0	0
学校教育課								0	2	1
指導課								0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項については、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

調査した範囲において、指摘事項として改善又は是正が必要である事項は認められなかった。

(2) 検討・要望事項

・学校給食に係る現金出納簿については、パソコンで作成していたため現金の出納状況に合わせ都度入力し、新たなものを印刷して、過去の確認欄に押印し直しつつ、従前の現金出納簿については破棄していた。公金の厳格な管理という観点から現金の動きを確認した際に押印するとされていることから、履歴が確認できるよう従前のものについても保管すべきと考える。しかしながら事務の効率化や資源の適正活用を考慮し、現金出納簿の事務処理について疑義の生じない形で見直しをするよう改善を図られたい。

(北部中学校)

・流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金に関しては、要綱第1条において「協議会が行う事業に対する」とされているが、実際には各学校が計画し実施する事業に対し補助金を支給していた。補助金の要綱等について、定めるべきものが定められているか、定めたものがわかりやすいものになっているかを検証し、規定上の補助対象範囲を明確化する意味でも、見直しをするよう要望する。

(学校教育課)

・流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金の実績報告について、所管部課において補助対象事業に要した経費の支払いを証する書面の確認が行われていなかった。公金の支出の透明性を確保する観点からも所管部課において用途を確認し、補助対象経費としての妥当性を厳正に判断することが重要である。補助金が公金である以上、予算執行において常に適正化が求められるものであることを踏まえ、市政への信頼確保のために、実績報告書とともに領収書等の添付を義務付けるなど、チェック体制が強化されるよう、当該補助金要綱に定める実績報告書類の見直し、改善を求めるものである。

(学校教育課)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じるよう求める。

注意事項一覧

注 意 事 項	課 名 等
公印使用簿に記載漏れがあった。	北部中学校
服務整理簿の時間休の記載方法に誤りがあった。	北部中学校
消耗品予算差引簿の様式がわかりにくいものとなっていた。	学校教育課